

報道関係者 各位

## 有毒植物（スイセン）による食中毒の発生について

令和8年5月18日(月)、東置賜郡内の医療機関から、食中毒症状を呈している患者を診断した旨の連絡が置賜保健所にあり、調査の結果、スイセンをニラと誤認して食べたことによる食中毒と断定しました。なお、患者は快方に向かっています。

### 1 調査結果

摂食日時	令和8年5月17日（日）午前8時頃		
摂食者数	1家族3名		
発生日時	令和8年5月17日（日）午前8時30分頃		
患者数	1家族3名	性別	男性2名、女性1名
患者年齢	30代～70代	患者住所	東置賜郡
受診者数	3名	入院患者	1名
症状	腹痛、嘔吐、下痢		
原因食品	スイセンと卵の汁物	病因物質	植物性自然毒（スイセン）
原因	患者がニラとして親戚宅の庭で採取したスイセンと卵を汁物にして食べ、食中毒症状を呈したものの。		

### 2 措置

置賜保健所では、①患者の症状及び発症時間がスイセンによる食中毒症状と一致したこと、②採取したとされる植物がスイセンだったこと、③患者を診察した医師からスイセンによる食中毒の届出があったことから、有毒植物のスイセンによる食中毒と断定しました。

また、同保健所では、患者らにスイセン等の有毒植物について説明し、注意喚起を行いました。

#### <有毒植物による食中毒を起こさないための注意事項>

- 1 県内で発生した有毒植物による食中毒のうちスイセンによるものが最も多く特に注意が必要です。
- 2 山野草を採取する場合、知っているものだけを食べましょう。
- 3 少しでも自信のないもの、怪しいと思うものは、絶対に採取しないようにしましょう。
- 4 安易に譲り渡したり、譲り受けたりしないようにしましょう。
- 5 山野草を食べて、しびれ、むかつき、吐き気などの中毒症状を起こしたら、有毒植物の混入を疑い、残品を持って早急に医療機関を受診しましょう。

※ 別添チラシをご覧ください。

令和8年食中毒発生状況（今回を含む）		
食中毒発生状況	7件	95名（調査中）
昨年同期	2件	105名
昨年計	5件	108名

（山形市を除く）

食品安全衛生課  
食品・営業衛生主幹 伊藤陽子  
電話 023-630-2567  
[広報監]防災くらし安心部次長 岩瀬 一